

近年、国際・国内環境が絶えず発展し変化しており、これらにより生じた専利分野の新たな問題及び状況に対応するため、中国『専利法』は2020年11月23日に第四次の改正を行い、2021年6月1日から正式に施行する。

今回の改正では、意匠関連の条項に大きな変化が生じている。本稿では、今回の改正内容及び意匠の出願や保護などの面への影響について詳細に検討する。

## 目 次

- I. 中国意匠の歴史的推移
- II. 中国意匠の新たな変化
- III. 中国意匠の将来の審査運用方針
- IV. 結び

## I. 中国意匠の歴史的推移

### 1. 『専利法』の制定

中華人民共和国の成立後、1950年にソビエト連邦モデルを学習した『発明権と専利権を保障する暫定条例』を公布した。この条例は実際に1957年まで施行され、その間は数件の専利権しか付与されず、その後は停滞状態となった。

中国の経済発展と改革開放が進むに伴い、初の『専利法』が1979年3月に起草制定され、1985年4月1日に正式に実施された。この『専利法』は「発明創造専利権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に寄与し、科学技術の発展を促進し、社会主義現代化建設の需要に適応する」ことを立法趣旨とし、世界各国の専利立法経験を参考にし、国際知

的財産権保護情勢に順応し、かつ当時の中国の具体的な国情に合わせて体系的な法律規定を作り、中国専利法制度の基礎を築いた。

この『専利法』では、発明、実用新案、意匠を専利保護対象の主な三種類として初めて確立した。しかし、意匠に関しては、立法者の専利制度に対する理解がまだ浅かったため、意匠の概念のみを簡単に提示しただけで、明確な定義が欠けていた。

### 1) 第一次改正

改革を進化し、開放を拡大するという既定方針を実行するため、そして『中米政府の知的財産権保護に関する了解覚書』\*<sup>1</sup>で行った承諾を履行するため、中央人民政府は1992年9月4日に『専利法』の改正案を審議可決し、第一次改正を行った。改正後の『専利法』は1993年1月1日から施行された。

この改正のポイントは、『専利法』をTRIPS協定\*<sup>2</sup>と一致させることにある。意匠に係る改正は、保護期間を延長し、従来の保護期間である5年間に10年間に延長すること、自発補正の内容を追加すること、及び意匠審査の基準を規範化することにある。

### 2) 第二次改正

中国社会主義市場経済の急速な発展に伴い、また中国のWTO加盟\*<sup>3</sup>の情勢に伴う要求に適応するために、1999年1月から2001年7月にかけて『専利法』は第二次改正を行った。前回の改正に比べて、今回の改正は、主に中国国内のニーズによるもので、法律をさらに整備し、専利保護を強化することに重点を置くものであった。

意匠に関しては、今回は実質的な改正が行われなかったが、意匠専利権製品を輸入する場合の保護、